

■あきる野市告示第10号

1 専決第1号

専決処分したあきる野市役所の位置を定める条例ほか133件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

あきる野市役所の位置を定める条例ほか133件の条例について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白井 孝

 専決処分をした条例

- 1 あきる野市役所の位置を定める条例
- 2 あきる野市の休日に関する条例
- 3 あきる野市公告式条例
- 4 あきる野市議会定例会の回数に関する条例
- 5 あきる野市組織条例
- 6 あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 7 あきる野市議会議員及びあきる野市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 8 あきる野市選挙広報発行条例
- 9 あきる野市固定資産評価審査委員会条例

- 10 あきる野市職員定数条例
- 11 あきる野市職員の分限に関する条例
- 12 あきる野市職員の定年等に関する条例
- 13 あきる野市職員の懲戒に関する条例
- 14 あきる野市職員のサービスの宣誓に関する条例
- 15 あきる野市職員のサービスに専念する義務の特例に関する条例
- 16 あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- 17 あきる野市職員の育児休業等に関する条例
- 18 あきる野市職員互助会に関する条例
- 19 あきる野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例
- 20 職員団体の登録に関する条例
- 21 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 22 あきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 23 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 24 あきる野市消防団員の給与及び費用弁償に関する条例
- 25 調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例
- 26 あきる野市特別職報酬等審議会条例
- 27 あきる野市特別職の職員の給与に関する条例
- 28 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例
- 29 あきる野市職員の給与に関する条例
- 30 あきる野市職員の特殊勤務手当に関する条例
- 31 あきる野市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 32 あきる野市職員の旅費に関する条例
- 33 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 34 あきる野市の財政事情の作成及び公表に関する条例
- 35 あきる野市特別会計条例
- 36 あきる野市税賦課徴収条例
- 37 あきる野市特別土地保有税審議会条例
- 38 あきる野市都市計画税条例
- 39 あきる野市納税貯蓄組合補助金交付条例
- 40 あきる野市行政財産使用料条例
- 41 あきる野市事務手数料条例
- 42 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 43 あきる野市基金条例
- 44 あきる野市国民健康保険基金条例
- 45 あきる野市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例
- 46 あきる野市教職員住宅使用条例
- 47 あきる野市立学校設置条例
- 48 あきる野市立学校施設使用条例

- 49 あきる野市立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例
- 50 あきる野市社会教育委員の設置に関する条例
- 51 あきる野市民文化ホール設置及び管理に関する条例
- 52 あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例
- 53 あきる野市図書館設置条例
- 54 あきる野市図書館協議会設置条例
- 55 あきる野市考古館の設置及び管理に関する条例
- 56 あきる野市郷土館設置条例
- 57 あきる野市青少年問題協議会条例
- 58 あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例
- 59 あきる野市青年学級設置条例
- 60 あきる野市児童館条例
- 61 あきる野市民体育館設置及び管理に関する条例
- 62 あきる野市体育・スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
- 63 あきる野市民プールの設置及び管理に関する条例
- 64 あきる野市文化財保護条例
- 65 あきる野市福祉事務所設置条例
- 66 あきる野市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
- 67 あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 68 あきる野市福祉会館条例
- 69 あきる野市五日市会館条例
- 70 あきる野市民いこいの家設置及び管理に関する条例
- 71 あきる野市駐留軍関係離職者等対策協議会条例
- 72 あきる野市生活資金貸付条例
- 73 あきる野市災害見舞金支給条例
- 74 あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 75 あきる野市立保育所設置条例
- 76 あきる野市保育所入所措置条例
- 77 あきる野市保育料徴収に関する審議会条例
- 78 あきる野市児童育成手当条例
- 79 あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例
- 80 あきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例
- 81 あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 82 あきる野市老人福祉館設置条例
- 83 あきる野市敬老金支給に関する条例
- 84 あきる野市老人福祉手当条例
- 85 あきる野市中心身障害者通所授産施設条例
- 86 あきる野市中心身障害者（児）通所訓練施設条例
- 87 あきる野市中心身障害者福祉手当条例

- 88 あきる野市国民健康保険条例
- 89 あきる野市国民健康保険税条例
- 90 秋川市と五日市町の合併に伴うあきる野市国民健康保険税条例の適用の経過措置に関する条例
- 91 あきる野市保健相談センター設置条例
- 92 あきる野市休日診療所設置条例
- 93 あきる野市予防接種健康被害調査委員会設置条例
- 94 あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
- 95 あきる野市火葬場設置条例
- 96 あきる野市火葬場使用料に関する審議会条例
- 97 あきる野市都市環境条例
- 98 あきる野市あき地の管理の適正化に関する条例
- 100 あきる野市コミュニティ会館条例
- 101 あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例
- 102 あきる野市防災会議条例
- 103 あきる野市災害対策本部条例
- 104 あきる野市農業委員会条例
- 105 あきる野市引田・淵上地区土地改良委員会設置条例
- 106 あきる野市農業会館の設置及び管理に関する条例
- 107 あきる野市ファーマーズセンターの設置及び管理に関する条例
- 108 あきる野市林業構造改善事業協議会条例
- 109 あきる野市造林条例
- 110 あきる野市中小企業振興資金融資条例
- 111 あきる野市消費生活保護条例
- 112 あきる野市観光施設の設置及び管理に関する条例
- 113 あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例
- 114 あきる野市都市計画審議会条例
- 115 あきる野市地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 116 秋多都市計画事業西秋留駅北口土地区画整理事業施行規程
- 117 秋多都市計画事業武蔵五日市駅土地区画整理事業施行規程
- 118 あきる野市都市公園条例
- 119 あきる野市ふるさとの緑地保全条例
- 120 あきる野市草花公園クラブハウスの設置及び管理に関する条例
- 121 あきる野市小峰緑地の設置及び管理に関する条例
- 122 あきる野市小峰運動公園の設置及び管理に関する条例
- 123 あきる野市戸倉・長岳運動場の設置及び管理に関する条例
- 124 あきる野市沿道区域指定の基準に関する条例
- 125 あきる野市道路占用料徴収条例
- 126 あきる野市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例

- 127 あきる野市営住宅条例
- 128 あきる野市営住宅審議会条例
- 129 あきる野市下水道条例
- 130 あきる野市消防団に関する条例
- 131 あきる野市消防委員会条例
- 132 戸倉財産区管理会条例
- 133 あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例
- 134 あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

2 専決第2号

専決処分した平成7年度あきる野市一般会計暫定予算ほか8件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

平成7年度あきる野市一般会計暫定予算ほか8件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白井 孝

別冊省略

平成7年9月6日に開催された第1回あきる野市議会臨時会において専決処分の報告をした平成7年度暫定予算は次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		子 算 額
一 般 会 計		10,100,000
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	631,129
	老人保険特別会計	735,894
	戸倉財産区特別会計	4,149
	企業誘導事業特別会計	856
	秋多都市計画事業西秋留駅北口土地区画整理事業特別会計	2,203
	秋多都市計画事業武蔵五日市駅土地区画整理事業特別会計	704,640
	下水道事業特別会計	4,893,312
	受託水道事業特別会計	1,748,764
計		18,820,947

一般会計歳入歳出暫定予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	予 算 額
1 市 税	5,519,008
2 地 方 譲 与 税	322,000
3 利 子 割 交 付 金	308,000
4 ゴルフ場利用税交付金	91,000
5 特別地方消費税交付金	2,000
6 自動車取得税交付金	221,000
7 地 方 交 付 税	940,670
8 交通安全対策特別交付金分担	12,000
9 金 及 び 負 担 金	83,099
10 使用料及び手数料	49,609
11 国 庫 支 出 金	176,481
12 都 支 出 金	504,554
13 財 産 収 入	74,842
14 寄 附 金	3
15 繰 入 金	1,195,840
16 諸 収 入	599,894
歳 入 合 計	10,100,000

歳出

(単位：千円)

款	予 算 額
1 議 会 費	56,479
2 総 務 費	1,368,119
3 民 生 費	1,130,195
4 衛 生 費	792,475
5 労 働 費	112
6 農 林 水 産 業 費	150,349
7 商 工 費	126,197
8 土 木 費	4,294,541
9 消 防 費	298,633
10 教 育 費	1,219,949
11 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費	630,449
13 諸 支 出 金	2,501
14 予 備 費	30,000
歳 入 合 計	10,100,000

3 専決第3号

専決処分した東京市町村総合事務組合への加入についてほか8件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

東京市町村総合事務組合への加入について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白井 孝

記

東京市町村総合事務組合への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第28.6条第1項の規定により、非常勤消防団員等の損害保障等に関する事務、住民の交通災害共済事業に関する事務、共同で実施する職員の研修に関する事務及び東京自治会館の設置、管理運営に関する事務を共同処理するため、平成7年9月1日から、別紙の規約により東京市町村総合事務組合に加入する。

[別紙規約及び以下8件の専決処分書省略]

- ・東京都市町村職員退職手当組合への加入について
- ・東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入について
- ・西多摩農業共済事務組合への加入について
- ・阿伎留病院組合への加入について
- ・秋川衛生組合への加入について
- ・西秋川衛生組合への加入について
- ・秋川流域斎場組合への加入について
- ・東京都三市収益事業組合への加入について

4 専決第4号

専決処分した東京都市町村公平委員会への加入についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

東京都市町村公平委員会への加入について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白井 孝

記

東京都市町村公平委員会への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成7年9月1日から別紙規約により東京都市町村公平委員会に加入する。

[別紙規約省略]

5 専決第5号

専決処分した秋川流域市町村視聴覚教育協議会への加入について及び西多摩地域広域行政圏協議会への加入についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

秋川流域市町村視聴覚教育協議会への加入について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白 井 孝

記

秋川流域市町村視聴覚教育協議会への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、視聴覚教育に関する事務を共同して管理し及び執行するため、平成7年9月1日から別紙規約により秋川流域市町村視聴覚教育協議会に加入する。

[別紙規約省略]

専 決 処 分 書

西多摩地域広域行政圏協議会への加入について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白 井 孝

記

西多摩地域広域行政圏協議会への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うため、平成7年9月1日から別紙規約により西多摩地域広域行政圏協議会に加入する。

[別紙規約省略]

6 専決第6号

専決処分した東京都水道事業の事務の委託についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

東京都水道事業の委託について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白井 孝

記

東京都水道事業の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成7年9月1日から東京都水道事業の事務を別紙規約により受託する。

[別紙規約省略]

7 専決第7号

専決処分した消防事務の委託についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白井 孝

専 決 処 分 書

消防事務の委託について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白 井 孝

記

消防事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成7年9月1日から東京都の間における消防事務を別紙規約により委託する。

[別紙規約省略]

8 専決第8号

専決処分したあきる野市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白 井 孝

専 決 処 分 書

あきる野市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白 井 孝

記

あきる野市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成7年9月1日からあきる野市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する事務を別紙規約により青梅市に委託する。

[別紙規約省略]

9 専決第9号

専決処分したあきる野市指定金融機関の指定についての報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

平成7年9月13日

提出者 あきる野市長職務執行者 白 井 孝

専 決 処 分 書

あきる野市指定金融機関の指定について、急施を要し議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

平成7年9月1日

あきる野市長職務執行者 白 井 孝

記

あきる野市指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項の規定により、株式会社あさひ銀行を7年9月1日からあきる野市指定金融機関として指定する。